

大阪市告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	供用開始の期日
淀川区第162号線	淀川区加島2丁目139番の25地から 同区同 139番の31地まで	告示の日
平野区第8905号線	平野区加美北7丁目112番の20地から 同区同 112番の20地まで	告示の日

（建設局総務部管財課）